

事業評価書（事前）

平成20年8月

評価対象（事業名）	円滑な職場復帰支援のための職場復帰等相談員の配置														
主管部局・課室	労働基準局安全衛生部労働衛生課														
関係部局・課室	—														
関連する政策体系	<table border="1"> <tr> <td>基本目標</td> <td>Ⅲ</td> <td>労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること</td> </tr> <tr> <td>施策目標</td> <td>2</td> <td>安全・安心な職場づくりを推進すること</td> </tr> <tr> <td>施策目標</td> <td>2-1</td> <td>労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること</td> </tr> <tr> <td>個別目標</td> <td>2</td> <td>労働衛生対策の推進を図ること</td> </tr> </table>			基本目標	Ⅲ	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること	施策目標	2	安全・安心な職場づくりを推進すること	施策目標	2-1	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	個別目標	2	労働衛生対策の推進を図ること
基本目標	Ⅲ	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること													
施策目標	2	安全・安心な職場づくりを推進すること													
施策目標	2-1	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること													
個別目標	2	労働衛生対策の推進を図ること													

1. 現状・問題分析とその改善方策(事業実施の必要性)

①現状・問題分析						
<p>職場におけるメンタルヘルス対策の中でも、メンタルヘルス不調により休業している労働者の職場への復帰について、当該休業者の病態・経過等が多様であることから、厚生労働省では、平成16年に「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰の手引き」を公表し、これに基づく職場復帰支援を周知指導しているが、メンタルヘルス不調からの復帰に至るプロセスは多様であり、復職時期判断、復職プロセスにおける労務管理等の多岐にわたる問題点を含有している。職場復帰後に再燃・再発してしまう事例もあり、関係者の不安を払拭するとともに、貴重な労働力の確保を図るため、個々人ごとに応じた的確な復職支援が求められている。</p>						
②改善方策						
<p>以上を踏まえ、事業場が労働者等の要望に応えた職場復帰のための環境を醸成することを目的として、事業場等と精神保健関係の地域資源との最適な組み合わせの仕組みを整備する支援が必要である。</p>						
現状・問題分析に						
関連する指標		H15	H16	H17	H18	H19
1	精神障害等の労災補償状況	447 (108)	524 (130)	656 (127)	819 (205)	952 (268)
2	自殺した労働者数	9,209	8,547	8,941	8,790	9,154
(調査名・資料出所、備考)						
<p>・指標1は厚生労働省が取りまとめた脳・心臓疾患及び精神障害等に係る労災補償状況による（上段は申請件数、下段括弧書きは支給決定件数である）。</p> <p>・指標2は警察庁が取りまとめた自殺の概要資料による（自殺した労働者数は平成18年までは「管理職」と「被雇用者」の合計で、平成19年は「被雇用者・勤め人」である）。</p>						

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）

(2) 事業の内容（概要）

新規・一部新規 各都道府県単位に設置されている「メンタルヘルス対策支援センター」に、職場復帰等相談員を配置し、事業場がメンタルヘルス不調により休業していた労働者の円滑な職場復帰支援を行うに際し、必要な助言等を行う。
--

(3) 予算

一般会計・厚生保険特会・労働保険特会					
予算額（単位：百万円）	H17	H18	H19	H20	H21
	—	—	—	—	351
※「H21」については予算概算要求額					

3. 事業の目標・達成時期

事業の目標	
円滑な職場復帰支援等のための職場復帰等相談員の配置することにより、メンタルヘルス対策の促進を図る。	
政策効果が発現する時期	実施以降、随時効果の発現が見込まれる。
目標達成時期	—

4. 評価指標

アウトカム指標		本事業と指標の関連についての説明
1	メンタルヘルス対策支援センターを利用した事業場から、事業を利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合（単位：％）	当該事業を利用した事業場からの聴取記録等による指標。
(調査名・資料出所、備考) 指標1はメンタルヘルス対策支援センターの調査による。		
アウトプット指標		本事業と指標の関連についての説明
1	メンタルヘルス対策支援センターへの相談件数（単位：件）	メンタルヘルス対策支援センターの窓口への相談数による指標。
(調査名・資料出所、備考) 指標1はメンタルヘルス対策支援センターの調査による。		

5. 評価

(1) 必要性の評価

行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) メンタルヘルス不調になった労働者の職場復帰対策については、大企業を除き、民間に十分なノウハウが蓄積されておらず、また、その性質からして事業者による自主的な取り組みが期待しにくいことから、行政がその取り組みに関与するとともに、支援を行うことが必要である。 これに加えて、事業者に対する助言等に当たって、必要に応じ民間の復職支援機関等を紹介することから、事業の性格上、営利企業による運営になじまないため、国が関与して実施する必要がある。			
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 全国どの地域においても、一定程度のサービスの水準を確保するため、国が当該事業を取り組む必要がある。			
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否	
(理由) 職場復帰支援を始めとするメンタルヘルス対策に係る十分な知見を有するとともに、各地域における事業場外資源との連携を図り、事業者に対する的確な助言等が行える専門家などの一定の知識を有する人材を確保することができる全国組織を有する団体に委託することができる。			
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	
(有の場合の整理の考え方)			

(2) 有効性の評価

政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)
全国47の都道府県に設置されているメンタルヘルス対策支援センターに円滑な職場復帰支援のための職場復帰等相談員の配置→事業者等からの職場復帰支援に関する的確な助言等の実施→メンタルヘルス不調により休業している労働者の円滑な職場復帰の促進→メンタルヘルス対策の取組促進
事業の有効性
事業者等の求めに応じた最適な支援を受けることができ、メンタルヘルス対策の効率的な実施等が期待できる。

(3) 効率性の評価

都道府県単位に職場復帰等相談員を配置することにより、地域の実情に応じた効率的な取組を図れるものである。

(4) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

なし。

(5) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

6. 特記事項

①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等) なし。
②各種政府決定との関係及び遵守状況 なし。
③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況 なし。
④会計検査院による指摘 なし。
⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項 なし。